

児童クラブ保護者負担金減免申請書

年 月 日

仙台市長

申請者 〒

(保護者)住所: _____
 氏名: _____
 電話: (自宅) _____
 (携帯) _____

令和 ____ 年度 児童クラブ保護者負担金(基本利用分)の減免について関係書類を添えて申請します。

登録先		児童館／児童センター／児童クラブ室		
児童	フリガナ 氏名	生年月日 (西暦)	年 月 日	性別 男・女
	フリガナ 氏名		年 月 日	
	フリガナ 氏名		年 月 日	
申請理由 (いざれかに○をつけてください。)		必要書類 (下記書類を必ず添付してください。)		減免の内容 (減免後の負担金額)
区分1	生活保護受給世帯	生活保護証明書 又は生活保護費支給票		全額免除(0円)
区分2	市民税非課税世帯 (裏面参照)	①世帯構成員全員の市・県民税非課税証明書 ②世帯構成員全員の住民票の写し ※①、②の両方が必要です。 ※裏面の「扶養親族等申告欄」も確認・記入してください。		全額免除(0円)
区分3	市民税課税世帯であって 所得税非課税世帯 (裏面参照)	①世帯構成員全員の市・県民税課税証明書 又は非課税証明書 ②世帯構成員全員の住民票の写し ※①、②の両方が必要です。 ※裏面の「扶養親族等申告欄」も確認・記入してください。		半額免除(1,500円)
<input type="checkbox"/> 減免の可否の審査に当たって、児童クラブ事業推進課が、申請に係る世帯構成員全員に関する市民税の情報及び 住民票の情報を利用(閲覧・調査・確認)することに同意します。				
※上記にチェック☑をした場合、区分2又は区分3の申請に当たって、上記①及び②の添付は不要です。 ※基準日時点で仙台市に住所を有していない方の分は添付が必要です。(基準日は裏面をご覧ください。)				

- 減免の対象となる児童クラブ保護者負担金は、基本利用に関する負担金のみとなります。
- 減免の事由に該当しなくなった場合は、「児童クラブ保護者負担金減免事由消滅に関する届出」(様式第15号)により、直ちに届け出してください。
- 添付する必要書類はコピーで構いません。
- 市・県民税課税証明書(非課税証明書)は、以下の年度のものをご提出ください。
 令和8年5月までに申請する場合…令和7年度(令和6年の収入に基づくもの)の証明書
 令和8年6月から令和9年3月までに申請する場合…令和8年度(令和7年の収入に基づくもの)の証明書
- 住民票の写しは、取得から3か月以内のものをご提出ください。
- 同一生計の保護者が単身赴任等により住民票上、別世帯になっている場合でも、その保護者について、市・県民税課税証明書(非課税証明書)、住民票等の添付書類の提出が必要です。

提出先 〒980-0011
 仙台市青葉区上杉1-5-12 仙台市役所上杉分庁舎9階
 仙台市 こども若者局 児童クラブ事業推進課 あて Tel022-214-8176

(裏面に続く)

扶養親族等申告欄

(区分2・区分3で申請する場合は必ず記入してください)

① 保護者が、税法上扶養している 配偶者・扶養親族を全員記入してください。

ここに記入した扶養親族等の市・県民税課税証明書(非課税証明書)は添付不要です。

扶養親族等の氏名	扶養者	扶養者から見た続柄	生年月日	性別	
	父		・	男	<input type="checkbox"/> 「税法上扶養している」とは、市・県民税課税証明書(非課税証明書)上に「扶養親族等」として現れている者を指します。
	母		・	女	<input type="checkbox"/> 何らかの理由で、税法上の扶養親族等にはなっていないが、現に扶養している19歳未満の者がいる場合は、下の欄②に理由とともに記入してください。
	父		・	男	<input type="checkbox"/> 何らかの理由とは、例えば「税法上は元・配偶者の扶養になっているが、離婚して現在は自分が扶養している」などが考えられます。
	母		・	女	<input type="checkbox"/> 市・県民税課税証明書(非課税証明書)をご確認のうえ、漏れなく記入してください。
	父		・	男	
	母		・	女	

② 税法上は扶養していないが、現に扶養している19歳未満(※)の親族がいる場合、記入してください。

ここに記入した扶養親族等の市・県民税課税証明書(非課税証明書)は添付不要です。

扶養親族の氏名	扶養者	扶養者から見た続柄	生年月日	性別	税法上の扶養親族に含まれない理由
	父		・	男	
	母		・	女	
	父		・	男	
	母		・	女	
	父		・	男	
	母		・	女	

※ 年齢は、下記の時点で考えます。

・令和7年度の市・県民税課税証明書(非課税証明書)を添付する場合:令和6年12月31日時点の年齢

・令和8年度の市・県民税課税証明書(非課税証明書)を添付する場合:令和7年12月31日時点の年齢

③ 単身赴任等により、住民票上、別世帯になっている同一生計の保護者がいる場合、以下を記載してください。

氏名	生年月日	住所
----	------	----

※ 同一生計の保護者が単身赴任等により住民票上、別世帯になっている場合でも、その保護者について、

市・県民税課税証明書(非課税証明書)、住民票等の添付書類の提出が必要です。

上記①②については、平成22年度税制改正前の扶養控除の適用に当たって必要となります。記載がない場合、これらの適用ができませんのでご注意ください。

詳細は仙台市ホームページをご覧ください。

《市・県民税課税証明書(非課税証明書)又は住民票の添付が省略できる場合の基準日》

○ 令和7年度の市・県民税課税証明書(非課税証明書) … 基準日:令和7年1月1日

令和8年度の市・県民税課税証明書(非課税証明書) … 基準日:令和8年1月1日

○ 住民票 … 基準日:減免の申請日